定期性預金に共通する規定

１．（預金の支払時期）

この預金は、預金証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（証券類の受入れ）

(1)　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和８年10月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

(2)　受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、預金証書と引き換えに（通帳式の場合は、当該受入れの記載を取り消したうえ）預金証書または通帳記載の取扱店で返却します。

３．（預金の解約、書換継続）

(1)　この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2)　この預金を解約または書替継続するときは預金証書の受取欄に（通帳式の場合は当金庫所定の払戻請求書）届出の印章により記名押印して預金証書または通帳記載の取扱店に提出してください。

(3)　積立式期日指定定期預金の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元利金の合計額が払戻請求書記載の金額に達するまでの預金を一口ごとに順次解約します。解約する順序は特に指定のない限り、解約日において既に満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからします。

４．（届出事項の変更、預金証書の再発行等）

(1)　預金証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって預金証書または通帳記載の取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)　預金証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは預金証書・通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

５．（成年後見人等の届出）

(1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他の必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任

がなされてる場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

６．(印鑑照合)

預金証書または通帳、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

７．(譲渡、質入れの禁止)

(1)　この預金および預金証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)　当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には当金庫所定の書式により行います。

８．(保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)　この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。

(2)　前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとします。証書または通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫へ提出してください。

②　複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③　前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④　第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)　第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①　この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。

②　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相

殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)　第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)　第１項により相殺をする場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

９．(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、本条第１項、第２項①から⑥および第３項①から⑤の一つでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。また、次の各項の一つでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または、預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。

(1)　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2)　預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合

①　暴力団

②　暴力団員

③　暴力団準構成員

④　暴力団関係企業

⑤　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

⑥　その他前①から⑤に準ずる者

(3)　預金者が自らまたは第三者を利用して次の①から⑤に該当する行為をした場合

①　暴力的な要求行為

②　法的な責任を超えた不当な要求行為

③　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

⑤　その他前①から④に準じる行為

１０．(盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約)

(1) 個人のこの預金の取引において、盗取された証書または通帳を用いて行われた不正な支払い（以下、本条において「当該支払い」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①証書または通帳の盗難に気がついてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実が確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該支払いが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
ただし、当該支払いが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３（７５％)に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が証書または通帳が盗取された日（証書または通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書または通帳を用いて行われた不正な預金支払いが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
①当該支払いが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
A. 当該支払いが預金者の重大な過失により行われたこと
B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
②証書または通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に支払いを行っている場合には、この支払いを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる支払請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときには、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書または通帳により不正な支払いを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得請求権を取得するものとします。

１１.【休眠預金等活用法に係る最終異動日等】

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
①当金庫ウエブサイトに掲げる異動が最後にあった日
②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発

した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

(2)　第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由と次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは応じ、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預金期間、計算期間または償還期間末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた期間の満期日）

(a) 異動事由（当金庫ウエブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由を言います。）

(b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。

③この預金ついて、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと/当該手続きが終了した日

④総合口座において、当該預金等に係る他の預金等に前各号に掲げる事由が生じたこと/他の預金に係る最終異動日等

１２.【休眠預金等代替金に関する取扱い】

(1)　この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。（マル優は対象外とします。）

(2)　前項の場合、預金者は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3)　預金者は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求することについて、あらかじめ当金庫に委任します。

①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に

係るものを除きます。）が生じたこと。

②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することが出来る場合に限ります。）

③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税対の滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4)　当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

自由金利型定期預金（M型）規定

I.　単利型規定

1.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型２年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して預金証書または通帳とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×５０％
C. １年以上３年未満　約定利率×７０％

②預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×４０％
C. １年以上１年６か月未満　約定利率×５０％
D. １年６か月以上２年未満　約定利率×６０％
E. ２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％
F. ２年６か月以上４年未満　約定利率×９０％

③預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×４０％
C. １年以上１年６か月未満　約定利率×５０％
D. １年６か月以上２年未満　約定利率×６０％
E. ２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％
F. ２年６か月以上３年未満　約定利率×８０％
G. ３年以上５年未満　約定利率×９０％

④預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×３０％
C. １年以上１年６か月未満　約定利率×４０％
D. １年６か月以上２年未満　約定利率×５０％
E. ２年以上２年６か月未満　約定利率×６０％
F. ２年６か月以上３年未満　約定利率×７０％
G. ３年以上４年未満　約定利率×８０％
H. ４年以上５年未満　約定利率×９０％

(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

2. （中間利息定期預金）

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記１.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書または通帳を発行しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、預金証書の受取欄または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書または通帳とともに提出してください。

II. 複利型規定

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. ６カ月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×４０％
C. １年以上１年６か月未満　約定利率×５０％
D. １年６か月以上２年未満　約定利率×６０％
E. ２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％
F. ２年６か月以上４年未満　約定利率×９０％

②預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×４０％
C. １年以上１年６か月未満　約定利率×５０％
D. １年６か月以上２年未満　約定利率×６０％
E. ２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％
F. ２年６か月以上３年未満　約定利率×８０％
G. ３年以上５年未満　約定利率×９０％

③預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×３０％
C. １年以上１年６か月未満　約定利率×４０％
D. １年６か月以上２年未満　約定利率×５０％
E. ２年以上２年６か月未満　約定利率×６０％
F. ２年６か月以上３年未満　約定利率×７０％
G. ３年以上４年未満　約定利率×８０％
H. ４年以上５年未満　約定利率×９０％

この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割りで計算します。

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

1. （自動継続）

(1) この預金は、預金証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

I. 単利型規定

1. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下１．（１）および（２）において同じです。）から満期日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の利率（継続後の預金については前記１．（２）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払い日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型２年定期預金（M型）といいます。」に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②自動継続自由金利型２年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（M型）に継続します。

③預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して預金証書または通帳とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこ

の預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算します。

(4) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合。

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×５０％
C. １年以上３年未満　約定利率×７０％

②預入日を３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×４０％
C. １年以上１年６か月未満　約定利率×５０％
D. １年６か月以上２年未満　約定利率×６０％
E. ２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％
F. ２年６か月以上４年未満　約定利率×９０％

③預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×４０％
C. １年以上１年６か月未満　約定利率×５０％
D. １年６か月以上２年未満　約定利率×６０％
E. ２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％
F. ２年６か月以上３年未満　約定利率×８０％
G. ３年以上５年未満　約定利率×９０％

④預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×３０％
C. １年以上１年６か月未満　約定利率×４０％
D. １年６か月以上２年未満　約定利率×５０％
E. ２年以上２年６か月未満　約定利率×６０％
F. ２年６か月以上３年未満　約定利率×７０％
G. ３年以上４年未満　約定利率×８０％
H. ４年以上５年未満　約定利率×９０％

(5) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

2. （中間利息定期預金）

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記１.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書または通帳を発行しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印

鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、預金証書の受取欄または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書または通帳とともに提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、上記１．（２）②B の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

II. 複利型規定

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の利率（継続後の預金については前記１．（２）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して預金証書または通帳とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率により計算します。

(3) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×４０％
C. １年以上１年６か月未満　約定利率×５０％
D. １年６か月以上２年未満　約定利率×６０％
E. ２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％
F. ２年６か月以上４年未満　約定利率×９０％

②預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×４０％
C. １年以上１年６か月未満　約定利率×５０％
D. １年６か月以上２年未満　約定利率×６０％
E. ２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％
F. ２年６か月以上３年未満　約定利率×８０％
G. ３年以上５年未満　約定利率×９０％

③預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. ６か月以上１年未満　約定利率×３０％
C. １年以上１年６か月未満　約定利率×４０％
D. １年６か月以上２年未満　約定利率×５０％

E. ２年以上２年６か月未満　約定利率×６０％
F. ２年６か月以上３年未満　約定利率×７０％
G. ３年以上４年未満　約定利率×８０％
H. ４年以上５年未満　約定利率×９０％

(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

自由金利型定期預金規定

1. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預金証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して預金証書または通帳とともに提出してください。
B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における店頭表示の普通預金の利率
B. 約定利率－約定利率×３０％
C. 約定利率－ $\dfrac{\text{（基準利率-約定利率）}\times\text{（約定日数-預入日数）}}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を預金証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

②預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第４位は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率-約定利率×３０％

B. 約定利率－ $\dfrac{(\text{基準利率-約定利率}) \times (\text{約定日数-預入日数})}{\text{預入日数}}$

(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

自動継続自由金利型定期預金規定

1. （自動継続）

(1) この預金は、預金証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、２.（１）および（２）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預金証書または通帳記載の利率（継続後の預金については、上記１.（２）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

①預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高（以下「満期日払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して預金証書または通帳とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率により計算します。

(4) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたいときは最後の継続

日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における店頭表示の普通預金の利率

B. 約定利率−約定利率×３０％

C. 約定利率－ $\dfrac{\text{（基準利率−約定利率）×（約定日数−預入日数）}}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を預金証書または通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

②預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率−約定利率×３０％

B. 約定利率－ $\dfrac{\text{（基準利率−約定利率）×（約定日数−預入日数）}}{\text{預入日数}}$

(5) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

期日指定定期預金規定

1. （預入れの最低金額）

(1) この預金の預入れは１口１００円以上とします。なお、通帳式の場合は必ず通帳を持参してください。

2. （預金の支払い時期等）

(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（預金証書または通帳記載の据置期間満了日）から預金証書または通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、預金証書または通帳記載の取扱店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

(3) 満期日に指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

(4) 指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3. （利息）

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① １年以上２年未満　預金証書または通帳記載の「１年未満」利率

② ２年以上　預金証書または通帳記載の「１年以上」利率（以下「２年以上利率」といいます。）

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前までの日数について解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、こ

の預金とともに支払います。
(3) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
① ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
② ６か月以上１年未満　２年以上利率×４０％
③ １年以上１年６か月未満　２年以上利率×５０％
④ １年６か月以上２年未満　２年以上利率×６０％
⑤ ２年以上２年６か月未満　２年以上利率×７０％
⑥ ２年６か月以上３年未満　２年以上利率×９０％
(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

自動継続期日指定定期預金規定

1. （預入れの最低金額）
(1) この預金の預入れは１口１００円以上とします。なお、通帳式の場合は必ず通帳を持参してください。
2. （自動継続）
(1) この預金は、預金証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫指定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
(3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を預金証書または通帳記載の取扱店に申出てください。
3. （預金の支払時期等）
(1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
①満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。
満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（預金証書または通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応答日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、預金証書または通帳記載の取扱店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定める時は、１万円以上の金額で指定してください。
②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
(2) 指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
(3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残り金額について、また前項により満期日の指定がなかったものとされたときは、預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。
4. （利息）
(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複

利の方法で計算します。
(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。
(4) 指定された満期日から１か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
(5) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
① ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
②６か月以上１年未満　２年以上利率×４０％
③１年以上１年６か月未満　２年以上利率×５０％
④１年６か月以上２年未満　２年以上利率×６０％
⑤２年以上２年６か月未満　２年以上利率×７０％
⑥２年６か月以上３年未満　２年以上利率×９０％
(6) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

変動金利定期預金規定　単利型

1. （利率の変更）
この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
2. （利息）
(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および預金証書または通帳記載の中間利払利率（上記１.により利率を変更したときは、変更後の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して預金証書または通帳とともに提出してください。
B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
②中間利払い日数および預金証書または通帳記載の利率（上記１.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によ

って計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a　６か月以上１年未満　約定利率×５０％

b　１年以上３年未満　約定利率×７０％

B. 預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a　６か月以上１年未満　約定利率×４０％

b　１年以上１年６か月未満　約定利率×５０％

c　１年６か月以上２年未満　約定利率×６０％

d　２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％

e　２年６か月以上３年未満　約定利率×９０％

(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

変動金利定期預金規定　複利型

1. （利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

2. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の利率（上記１.により利率を変更したときは、変更後の利率、以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
② ６か月以上１年未満　約定利率×４０％
③ １年以上１年６か月未満　約定利率×５０％
④ １年６カ月以上２年未満　約定利率×６０％
⑤ ２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％
⑥ ２年６か月以上３年未満　約定利率×９０％

(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

自動継続変動金利定期預金規定　単利型

1. （自動継続）

(1) この預金は、預金証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. （利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。２.および３.（１）において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および預金証書または通帳記載の中間利払利率（上記２.により利率を変更したときは、変更後の利率に７０％を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および預金証書または通帳記載の利率（上記３.により利率を変更したと

きは、変更後の利率。継続後の預金については上記１．（２）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して預金証書または通帳とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算します。

(3) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a. ６か月以上１年未満　約定利率×５０％

b. １年以上３年未満　約定利率×７０％

B. 預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a. ６か月以上１年未満　約定利率×４０％

b. １年以上１年６か月未満　約定利率×５０％

c. １年６か月以上２年未満　約定利率×６０％

d. ２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％

e. ２年６か月以上３年未満　約定利率×９０％

(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

自動継続変動金利定期預金規定　複利型

1. （自動継続）

(1) この預金は、預金証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. （利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続した時はその継続日。２.および３.（１）において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

３.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の利率（上記２.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記１.（２）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して預金証書または通帳とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率により計算します。

(3) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満　解約日における店頭表示の普通預金の利率
② ６か月以上１年未満　約定利率×４０％
③ １年以上１年６か月未満　約定利率×５０％
④ １年６カ月以上２年未満　約定利率×６０％
⑤ ２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％
⑥ ２年６か月以上３年未満　約定利率×９０％

(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

積立式期日指定定期預金規定

1. （預入れの方法等）

(1) この預金の預入れは１回１００円以上とします。

(2) この預金は、口座振替によるほか、現金または小切手その他の証券類により、当店のほか当金庫本支店のどの店舗でも預入れができます。

2. （証券類の受入れ）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和８年 10 月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入ません。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3. （預金の種類、継続の方法等）

(1) 預入れのつど、個別に３年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金としてお預かりします。
(2) 前項により預入された個別の期日指定定期預金は、最長預入期限にその元利合計金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金として継続します。
(3) 継続された預金についても以後同様とします。
(4) この預金は同一日に複数の預け入れがあった場合や継続日に新たな預入れがあった場合は、それらを合算して１口の定期預金として預入または継続します。

4. （預金の支払い時期等）
(1) この預金は、継続停止の申出があった場合に満期日後に支払います。
(2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日（継続日を含みます。）から１年経過後に指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。
(3) 指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。この場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。
(4) この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、上記（３）により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

5. （利息）
(1) この預金の利息は、預入日から満期日（継続するときは最長預入期限。）の前日までの期間について、預入日現在における次の預入期間に応じた利率を用いて１年複利の方法で計算します。
①預入日から満期日までの期間が１年以上２年未満の場合
……当金庫所定の「２年未満」の利率
②預入日から満期日までの期間が２年以上の場合
……当金庫所定の「２年以上」の利率
(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
ただし、利率は当金庫所定の日に変更します。新利率は、変更日以後に継続される預金から適用します。
(3) 満期日以後の利息（継続を停止した場合における満期日以後の利息を含む。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
(4) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
① ６か月未満…解約日における店頭表示の普通預金の利率
② ６か月以上１年未満…２年以上利率×４０％
③ １年以上１年６か月未満…２年以上利率×５０％
④ １年６か月以上２年未満…２年以上利率×６０％
⑤ ２年以上２年６か月未満…２年以上利率×７０％
⑥ ２年６か月以上３年未満…２年以上利率×９０％
(5) この預金の付利単位は１円とします。

積立定期預金規定

1. （預け入れの期限等）

(1) この預金は、通帳記載の満期日の３か月前までは自由に預け入れができます。

(2) この預金の預け入れは１回１００円以上とします。預け入れのときは、必ずこの通帳を持参してください。

2. （預金の支払時期）

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. （証券類の受入れ）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和８年 10 月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. （利息）

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの期間に応じ、通帳記載の定期預金利率によって計算します。

ただし、契約期間が３か年以上の場合は、満期日からさかのぼって２年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が１年以上ある預入金額については、その期間に応じた定期預金利率によって利息を計算のうえ、元金に組入れます。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額については、その預入日（すでに預け入れられている金額については、変更日以後の利息計算日。）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。

①解約の場合……解約日における普通預金の利率

②書替継続の場合……書替継続後の定期預金の利率

(3) 定期性預金に共通する規定第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは、最後の利息計算日）から解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は１００円とします。